

# 特別養護老人ホーム銀杏の丘介護予防短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人さかい福祉会

## 第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人さかい福祉会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム銀杏の丘が行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設でユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、利用者に対し、適正なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(利用定員)

第3条 利用定員は併設型10名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1) ユニット数       | 1 ユニット |
| 2) ユニットごとの利用定員 | 10名    |

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| 1) 管理者                          | 1名(指定介護老人福祉施設と兼務) |
| 管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。 |                   |
| 2) 従業者                          |                   |
| 嘱託医師                            | 1名以上              |
| 生活相談員                           | 1名以上              |
| 計画担当介護支援専門員                     | 1名以上              |
| 介護職員                            | 12名以上             |
| 看護職員                            | 2名以上              |
| 機能訓練指導員                         | 1名以上              |
| 管理栄養士                           | 1名以上              |

従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

### 第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第5条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なくユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第6条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第7条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第8条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第9条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第10条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

#### 第4章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

- 第11条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
  - 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。
  - 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
  - 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

- 第12条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。
- 1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - 2) 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。
- 6) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- 7) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

#### (介護)

第13条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 1) 日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切な支援
- 2) 適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 3) 排泄の自立についての必要な支援
- 4) おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 5) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

#### (食事の提供)

第14条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

#### (機能訓練)

第15条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第16条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第17条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第18条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第19条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額又から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

1) 介護保険給付の支給限度額を超えたサービス

2) 食事の提供に要する費用

3) 滞在に要する費用

4) 理美容代

5) 利用者が別に希望するレクリエーション・クラブ活動に要する費用

6) 複写物の交付に要する費用

7) その他ユニット型指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第7号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第20条 前条第2項第8号に規定する通常の送迎の実施地域は、伊勢崎市・玉村町及び太田市(新田・尾島)の区域とする。

## 第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 第6章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してそのを市町村に通知するものとする。

- 1) 正当な理由なしにユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第23条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第24条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第26条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第27条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第28条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第29条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(掲示)

第30条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

第31条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持は在職中及び退職後も厳守する。また、秘密を漏洩した場合は賠償責任を負うものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

第32条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第33条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第34条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第35条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間



保存するものとする。

- 1) 短期入所生活介護計画
- 2) 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 3) 第11条第7項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 4) 第22条に規定する市町村への通知に係る記録
- 5) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 6) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

#### 附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この規程の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 この規程の一部改正は、平成29年12月1日から施行する。
- 10 この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 11 この規程の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。
- 12 この規程の一部改正は、平成30年8月1日から施行する。
- 13 この規程の一部改正は、平成31年2月1日から施行する。
- 14 この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 15 この規程の一部改正は、令和1年10月1日から施行する。
- 16 この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 17 この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 18 この規程の一部改正は、令和3年8月1日から施行する。
- 19 この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 20 この規程の一部改正は、令和4年10月1日から施行する。
- 21 この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 22 この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第19条関係)

1 食費・居住費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,445円/日 (朝食345円、昼食600円、夕食500円)	
滞在に要する費用	ユニット型個室 2,006円(2,066円)/日	

※(括弧)居住費は令和6年8月1日より改定されます。

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	第1段階認定者 300円/日	
	第2段階認定者 600円/日	
	第3段階認定者① 1,000円/日	
	第3段階認定者② 1,300円/日	
居住に要する費用	第1段階認定者 ユニット型個室 820円(880円)/日	
	第2段階認定者 ユニット型個室 820円(880円)/日	
	第3段階認定者① ユニット型個室 1,310円(1,370円)/日	
	第3段階認定者② ユニット型個室 1,310円(1,370円)/日	

2 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

※単位：10.17円（7級地）

		利 用 料 金(ユニット型個室)			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
介護費	要支援1	529	1,076円	1,076円	1,614円
	要支援2	656	668円	1,335円	2,002円
加 算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	23円	45円	67円
	①、②、③の介護職員処遇改善加算等は令和6年6月1日より④の加算に変わります。				
	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		8.3%		
	②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		2.7%		
	③介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%		
④介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		14.0%			
対象外	居住費	2,006円(2,066円)			
	食費	1,445円			

※サービス提供体制強化加算は、体制によって変動する場合があります。

※居住費(括弧)は令和6年8月1日より改定されます。

◇その他、ご契約者のご希望及び状態により次のサービスが受けられます。

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
認知症行動 ・心理症状緊急対応加算	200	204円	407円	611円	7日限度
若年性認知症 利用者受入加算	120	122円	244円	366円	
送迎加算	184	188円	375円	562円	片道
療養食加算	8	9円	17円	25円	1日につき3回限度
緊急短期入所受入加算	90	92円	183円	275円	7日限度：やむを得ない事情：14日限度)

※上記の金額は、1回あたりの単価で計算してありますので、小数点処理の都合上、実際の請求額と異なる場合があります。

3 その他の費用

料金の種類	金 額	備 考
介護保険支給限度額 を超えたサービス費	実 費 (利用者のご希望によります。)	
レクリエーション・クラブ活動代	実 費 (利用者が別に希望するもの)	
複写物の交付代	10円／枚	
理美容代	2,000円～／回	
電気代	テレビ・冷蔵庫 20円／日 電気毛布 30円／日 その他負担することが適当であるもの 20円／日	
その他の便宜の提供	実 費 (利用者が負担することが適当と認めるもの)	